

平成 24 年 6 月 22 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代 表 者 名 代表取締役社長 寺井 和彦
(ジャスダック市場 銘柄コード 4764)
問 い 合 せ 先 経営管理グループ長 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせについて

当社は、平成 23 年 6 月 21 日付（訴状送達日：平成 23 年 6 月 28 日）で提起を受けておりました訴訟について、平成 24 年 6 月 22 日付で和解が成立し、当該和解に伴う特別損失が発生しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当該訴訟は、株式会社明光商会（以下、「明光商会社」）が、当社を仕入先とし、民事再生手続中である株式会社アイ・エックス・アイ（以下、「IXI 社」）を販売先とした取引において、当社と明光商会社の売買契約の解除に基づく原状回復請求として、支払済みの売買代金 4 億 3,464 万 4,550 円の返還およびこれに対する利息金の支払いを請求していたものです。

本件訴訟につきまして、当社は受けた社会的・経済的信用低下の回復を目指し早期解決に努めてまいりましたが、平成 24 年 6 月 22 日付にて、当社が明光商会社に和解金として 7,500 万円を支払い、明光商会社はその余の請求を放棄することで和解が成立いたしました。

当社は、当該和解をもって IXI 社に関わる争議はすべて片付いたと考えております。今後、全社一丸となって営業利益を計上すべく本業であるソフトウェアの事業分野に注力してゆく所存でございます。

2. 和解の相手方

- (1) 商 号：株式会社明光商会
- (2) 所 在 地：東京都中央区八丁堀一丁目 6 番 1 号
- (3) 代表者の氏名：代表取締役 土岐 勝司

3. 和解の内容

本訴訟において明光商会株式会社との和解合意が整ったことにより、当社は明光商会株式会社に対し、和解金 7,500 万円を支払うこととなりました。また、当該和解により今後、本件に関連して明光商会社から請求をうけることはありません。

4. 特別損失の計上及び業績に与える影響

本件の和解に基づく、和解金および訴訟費用の合計である 103 百万円につきましては、平成 25 年 1 月期の第 2 四半期決算において、訴訟損失として特別損失に計上する見込みであります。